

## 2 弁護士過疎・偏在問題

### (1) 意義と現状

#### ア 弁護士過疎・偏在対策実施の意義

弁護士過疎・偏在対策は、憲法 32 条の裁判を受ける権利、同 34 条、37 条の弁護人依頼権を実質的に保障するために行っているものであり、弁護士法 72 条により法律事務全般を独占する立場にある弁護士については弁護士会の責務というべきものである。簡裁代理権を持つ司法書士が弁護士過疎地にいたとしても、決して弁護士に代替しうるものではない。

また、弁護士過疎・偏在対策は、司法インフラとして国全体に関わる問題であって、弁護士過疎地が管内に存在する弁護士会がそれぞれの会で責任を持てば足りるというのではなく、都市部の弁護士、弁護士会も等しくその責務を負担すべき課題である。

「いつでも、どこでも、誰でも」弁護士によるリーガルサービスを受けられる社会をめざすという司法改革の理念からすれば、弁護士の過疎・偏在問題の解消は、弁護士会及び弁護士に課せられた重要な課題の一つである。

#### イ 弁護士過疎・偏在問題への取り組みと現状

日弁連は、1993（平成 5）年の業務対策シンポジウムで過疎・偏在問題をテーマに取り上げ、「弁護士ゼロ・ワンマップ」を作成したが、当時、地裁支部管内弁護士ゼロ地域は 50 カ所、ワン地域は 24 カ所あった。その後、1996（平成 8）年の定期総会において、「弁護士過疎・偏在問題のために全力をあげて取り組むことを決意するとともに、当面の措置として 5 年以内に、弁護士ゼロ・ワン地域を中心として、緊急に対策を講ずべき弁護士過疎地域に法律相談センターを設置するなど、市民が容易に弁護士に相談し、依頼することができる体制を確立するよう最善を尽くす。」と宣言し、1999（平成 11）年 9 月には、弁護士過疎・偏在対策の活動資金に充てるため「日弁連ひまわり基金」が創設され、翌 2000（平成 12）年 1 月から特別会費を徴収し、同基金を財源とする日弁連の弁護士過疎・偏在対策の取り組みが本格的に始動した。

以後、日弁連による取り組みは、法律相談センターと公設事務所（ひまわり基金法律事務所）の全国展開を中心として進められてきた。

日弁連ひまわり基金により、2000（平成 12）年 6 月に第 1 号の公設事務所が開設された。2022（令和 4）年時点までに累計 122 の事務所が開設され、このうち 84 の事務所では、所長弁護士が退任後も定着により個人事務所として同一地域内に開業し、過疎偏在対策として機能をしている。

また、同基金を用いた法律相談センターへの支援も実施され、弁護士過疎地域にある 139 カ所の法律相談センターに対し、運営費・広報費等の援助がなされている。2021（令和 3）年度の援助額は、合計約 9,200 万円である。

これまでの取り組みの結果、弁護士ゼロ地域は 2010（平成 22）年 1 月までに解消された。他方、弁護士ワン地域は 2022（令和 4）年 4 月 1 日現在 2 カ所である。

## (2) 今後の課題

弁護士ゼロ・ワン地域解消はほぼ達成されたが、それだけでは「いつでも、どこでも、誰でも」弁護士によるリーガルサービスを受けられる体制が整ったとは言いがたい。日弁連は、2012（平成24）年3月、「司法サービスの全国展開と充実のための行動計画」（いわゆる「新行動計画」）を理事会において承認をし、今後10年間で取り組むべき具体的な行動指針を定めた。弁護士ゼロ・ワン解消状態を継続し、人口3万人以上の簡裁管内及び人口3万人以上の市町村において、弁護士ゼロ地域の解消を目指すほか、人口にかかわらず、アクセスの不便性を総合的に考慮して、設置の必要性が高いと判断される地域に法律事務所を設置すること等を目指している。また、日弁連は、2022（令和4）年2月、いわゆる「第三次行動計画」を理事会において承認をし、新行動計画の目標を基本的に継続していく内容の指針を定めた。新行動計画及び第三次行動計画で掲げられた目標を実現するために、当会においても、東弁、日弁連の過疎偏在対策事業に積極的に関与し、実現に向けた努力を継続すべきである。

一方で、司法インフラ整備のためであったとしても、会内予算を使用して整備事情を進めることについては、東弁の現状の財政状況をふまえれば、種々の意見が存在することも確かである。

そこで、過疎偏在対策が司法インフラの整備事業として、重要な意義を有することを確認し、東弁等の大規模会が過疎地域で活躍する人材の育成等を担う必要があることについて会員の理解を得る努力を継続しつつ、当該事業に要する費用については、弁護士が等しく負担すべきであるとして日弁連においてその費用を負担するよう求めていくべきものであるとも考えられる。

特に近年は過疎地域への赴任を希望する人材が激減しており、公設事務所の後任弁護士を募集しても応募者がなかなか現れないという傾向がある。また、過疎地に赴任する弁護士を養成する事務所の経済的負担も問題視されている。日弁連は2020（令和2）年に養成事務所に対する経済的支援制度を拡大したが、未だ十分とは言えないのが実情である。

したがって、今後も有効な司法過疎偏在対策を持続的に行うための方法の検討、整備を進めていく必要がある。

以上